

子豚市場事故共済積立金の清算について

全農茨城県本部子豚市場の閉場に伴い、子豚市場事故共済実施要領に基づき積立てた共済金を対象者に清算するにあたり、以下要領を制改定いたしましたのでご案内申し上げます。

- ・（改定）子豚市場事故共済実施要領
- ・（制定）子豚市場事故共済金清算実施要領

子豚市場事故共済実施要領

施行	昭和50年	4月	1日
改定	平成14年	4月	1日
改定	平成17年	11月	1日
改定	平成19年	4月	1日
改定	令和2年	4月	1日
改定	令和5年	3月	13日

1. 目的

全農茨城県本部の子豚市場における肉用子豚の事故に対し、出荷者、購買者が共済金を積立して、事故による損失を軽減し取引の安定とあわせて市場の円滑なる運営をはかるため、この要領により共済を行う。

2. 積立金および積立方法

出荷者……1頭当り肉用子豚 50 円，ベビー豚 20 円を販売代金精算時に積立てる。

購買者……1頭当り肉用子豚 20 円，ベビー豚 10 円を購買代金精算時に積立てる。

3. 共済の対象

出荷者が市場に搬入したときから購買者が搬入するまでとする。

ただし、市場において事故が生じ得る状態が確認されたものについては翌日までとする。

①へい死 ②骨折 ③外傷 ④逃亡 ⑤盗難

4. 共済の補償額

(1) 売買成立以前のへい死，逃亡，盗難の場合は，当日の平均価格以内とし，成立後のものは，その落札価格以内とする。

(2) 骨折，外傷の場合は，その事故の程度より算定した額とする。

5. 事故の認定および共済金支払方法

(1) 事故は市場獣医師の認定にもとづき査定する。

(2) 共済金の支払は事故当日起算 15 日以内とし原則として送金する。

ただし事由ある場合は現金で支払いすることが出来る。

6. 共済の対象としない事故

この要領は事故の発生が当該者の責任と認められた場合は共済金の支払いをしないものとする。

(1) 出荷者の責任と認められるもの

(イ) 疾病，外傷，ヘルニヤ等が届出なく発見されたもの

(ロ) 当日多量の給餌が原因でへい死した場合

(ハ)管理不足による逃亡，盗難の場合

(2)購買者の責任と認められるもの
管理不足による逃亡，盗難の場合

7. 積立金の運用

積立金はその運用に支障がないと認められる場合は事故防止策の目的で支出することが出来るものとする。

8. 共済積立金の処理

この共済金は全農茨城県本部において別途積立をする。ただし年度末において残金を生じた時は翌年度に繰越するものとする。なお、子豚市場を閉場する際は、別途県本部長が定める子豚市場事故共済金清算実施要領に基づき共済積立金を清算するものとする。

9. 事務処理

この要領の事務処理は全農茨城県本部が行うものとする。

10. 個人情報

個人情報は、個人情報保護規定・規則・細則にもとづき対応する。

付 則

(制定・改廃)

1. この要領の制定・改廃は県本部長が決定する。

(疑義解明)

2. この要領の解釈その他の疑義は、県本部畜産部長が決定する。

(施行期日)

3. この要領は、昭和50年4月1日から施行する。

付 則 (抄)

この要領の改定は、平成14年 4月1日から施行する。

この要領の改定は、平成17年11月1日から施行する。

この要領の改定は、平成19年 4月1日から施行する。

この要領の改定は、令和 2年 4月1日から施行する。

この要領の改定は、令和 5年 3月13日から施行する。

子豚市場事故共済金清算実施要領

制定：令和5年3月13日

1. 目的

この要領は、全農茨城県本部（以下、本会）の子豚市場が令和5年3月末に閉場するのに伴い、子豚市場事故共済実施要領に基づき積立てた共済金を、対象者に清算及び残金処理を目的として制定する。

2. 対象者

対象期間に本会の子豚市場を利用し、共済金を積立てた出荷者と購買者とする。

3. 対象期間

平成24年4月から令和5年3月までとする。

4. 清算財源

対象者が対象期間内に積立てた共済金から受け取った事故共済金を差引いた金額とする。

5. 周知方法

本会ホームページ掲載において周知する。

6. 申請方法

対象者は、申請書（様式1）に記載された清算金額に相違なければ必要欄記入・押印後本会に提出する。

7. 申請期間

令和5年4月から令和8年3月末までとする。

8. 清算方法

申請書（様式1）に基づき、申請があった月の翌月末に申請者に対し振込処理により清算を行う。なお、振込手数料は本会の負担とする。

9. 残金処理方法

令和5年3月末の共済積立金から清算財源を差し引いた残額については、令和8年度に本会の雑収入として受け入れる。なお、申請期間終了後、清算財源に残額が生じる場合は、本会の雑収入として受け入れる。

10. 有効期間

本要領の有効期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

11. 個人情報

この要領に基づき本会が知りえた個人情報については、本要領での清算措置の目的でのみ使用するものとする。

付則

(制定・改廃)

この要領の制定・改廃は、県本部長が決定する。

(疑義解明)

この要領の解釈その他の疑義は、畜産部長が決定する。

(施行期日)

この要領は、令和5年3月13日より施行する。

<様式1>

申請日：令和 年 月 日

(宛先)
〒311-3155
茨城県東茨城郡茨城町下土師字高山 1950-1
全国農業協同組合連合会 茨城県本部 畜産部 畜産課 行

子豚市場閉場に伴う共済積立金清算申請書

全農茨城県本部子豚市場が閉場したことに伴い、子豚市場事故共済金清算実施要領に基づき、清算金額に相違ないことを確認し以下のとおり申請します。なお、申請後は清算金額に関わる一切の異議申し立てを行いません。

清算金額	円 (非課税)
------	---------

対象者		
申請者	郵便番号	
	住所	
	氏名 ⑩ (法人名及び代表者名)	⑩
	電話番号	

●振込先

振込指定 金融機関 (店舗)	農協 銀行 金庫 信組	支所 支店 出張所	種目	1. 普通 2. 当座 3. その他 ()	口座番号			
					右詰として7桁に満たない場合は左側に0を付加する。			
口座名義	(フリガナ)							

※添付資料

- 振込先の通帳コピー(口座・名義が確認できる内容)
 - 対象者の死亡等で申請者が代わる場合は、以下のうちいずれかの書類を添付してください。
 - 法務局の認証文付き法定相続情報一覧図の写し
 - 申請者が対象者の相続人であることがわかる戸籍謄本・除籍謄本等
 - 不動産の名義が相続を原因として対象者から申請者に変更されたことがわかる不動産登記事項証明書
- また、以下内容に同意の上、お申し込みください。(チェックボックスに✓)
- 清算に伴い相続上のトラブルが発生した場合は、私(申請者)が一切の責任を負うことを誓約し、本申請書を提出します。

【問合せ先】

全国農業協同組合連合会 茨城県本部 畜産部 畜産課
TEL 029-292-8004 FAX 029-292-7743